

平成31年度射水市保育料徴収基準額表

※原則、夫婦2人の所得によって算定されますが、同居の祖父母等の所得も計算される場合があります

※(1号認定)年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります

※(2・3号認定)同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所または利用している場合、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります

※(1・2・3号認定)第3子以降の保育料は無料となります

※年収約360万円未満の多子世帯(市町村民税所得割額57,700円未満)の第2子、ひとり親家庭等世帯(市町村民税所得割額77,101円未満)の入園児童の保育料は「無料」となります

1号認定保育料(5階層・14区分)

・平成31年4月から適用
・給食費が別途4,000円かかります

2号認定及び3号認定保育料(8階層・19区分)

・平成31年4月から適用
・給食費を含む額です

階層	区分	月額	階層	区分	2号認定(月額)		3号認定(月額)	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯 給食費助成	0	1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	1 市町村民税 非課税世帯 給食費助成	0	2	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0
	2 市町村民税 均等割額のみ 給食費助成	0		1 市町村民税 均等割額のみ	3,500	3,400	4,500	4,400
3	1 市町村民税所得割額 24,300円以下	1,000	3	2 市町村民税所得割額 24,300円未満	4,500	4,400	5,500	5,400
	2 市町村民税所得割額 24,301円以上48,600円以下	1,500		3 市町村民税所得割額 24,300円以上48,600円未満	5,000	4,900	6,500	6,350
	3 市町村民税所得割額 48,601円以上59,000円以下	1,950		4	1 市町村民税所得割額 48,600円以上57,700円未満 市町村民税所得割額 57,700円以上59,000円未満	7,000	6,850	8,000
	4 市町村民税所得割額 59,001円以上77,100円以下	2,600	2 市町村民税所得割額 59,000円以上79,000円未満		15,000	14,700	17,000	16,700
4	1 市町村民税所得割額 77,101円以上97,000円以下	7,000	5	3 市町村民税所得割額 79,000円以上97,000円未満	19,000	18,600	22,000	21,600
	2 市町村民税所得割額 97,001円以上115,000円以下	9,000		1 市町村民税所得割額 97,000円以上115,000円未満	21,000	20,600	26,000	25,500
	3 市町村民税所得割額 115,001円以上169,000円以下	11,000		2 市町村民税所得割額 115,000円以上133,000円未満	22,000	21,600	29,000	28,500
				3 市町村民税所得割額 133,000円以上151,000円未満	23,000	22,600	31,000	30,400
4 市町村民税所得割額 169,001円以上211,200円以下	13,000	6	4 市町村民税所得割額 151,000円以上169,000円未満	24,000	23,500	33,000	32,400	
5	1 市町村民税所得割額 211,201円以上301,000円以下		15,000	1 市町村民税所得割額 169,000円以上187,000円未満	26,000	25,500	36,000	35,300
				2 市町村民税所得割額 187,000円以上244,000円未満	28,000	27,500	38,000	37,300
		3 市町村民税所得割額 244,000円以上301,000円未満		28,000	27,500	40,000	39,300	
5	2 市町村民税所得割額 301,001円以上397,000円以下	17,000	7	1 市町村民税所得割額 301,000円以上334,000円未満	29,000	28,500	42,000	41,200
				2 市町村民税所得割額 334,000円以上397,000円未満	29,000	28,500	44,000	43,200
	3 市町村民税所得割額 397,001円以上	19,000	8	市町村民税所得割額 397,000円以上	29,000	28,500	46,000	45,200